

*** お知らせ ***

公民館・市民ふれあいプラザの施設使用について

令和3年4月1日からの使用予約は下記のとおりとなります。

- ◇ 施設の使用予約の受付は、3カ月前からできます。**
- ◇ 事前に予約ができる回数は、1団体につき月4回までとなります。**

***月4回を超える場合は、使用する月になってから空室があれば使用できます。**

***公民館・市民ふれあいプラザを、広く市民の皆様に利用していただくためご協力をお願いします。**